

河内長野市立地適正化計画に係る 届出の手引き

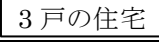
2019年4月
河内長野市

1 住宅に関する届出（都市再生特別措置法第 88 条）

1.1 届出制度の目的

住宅の開発・建築等に関する届出は、まちなか居住集積区域（居住誘導区域）外における一定規模の住宅開発等の動向を把握するための制度です。

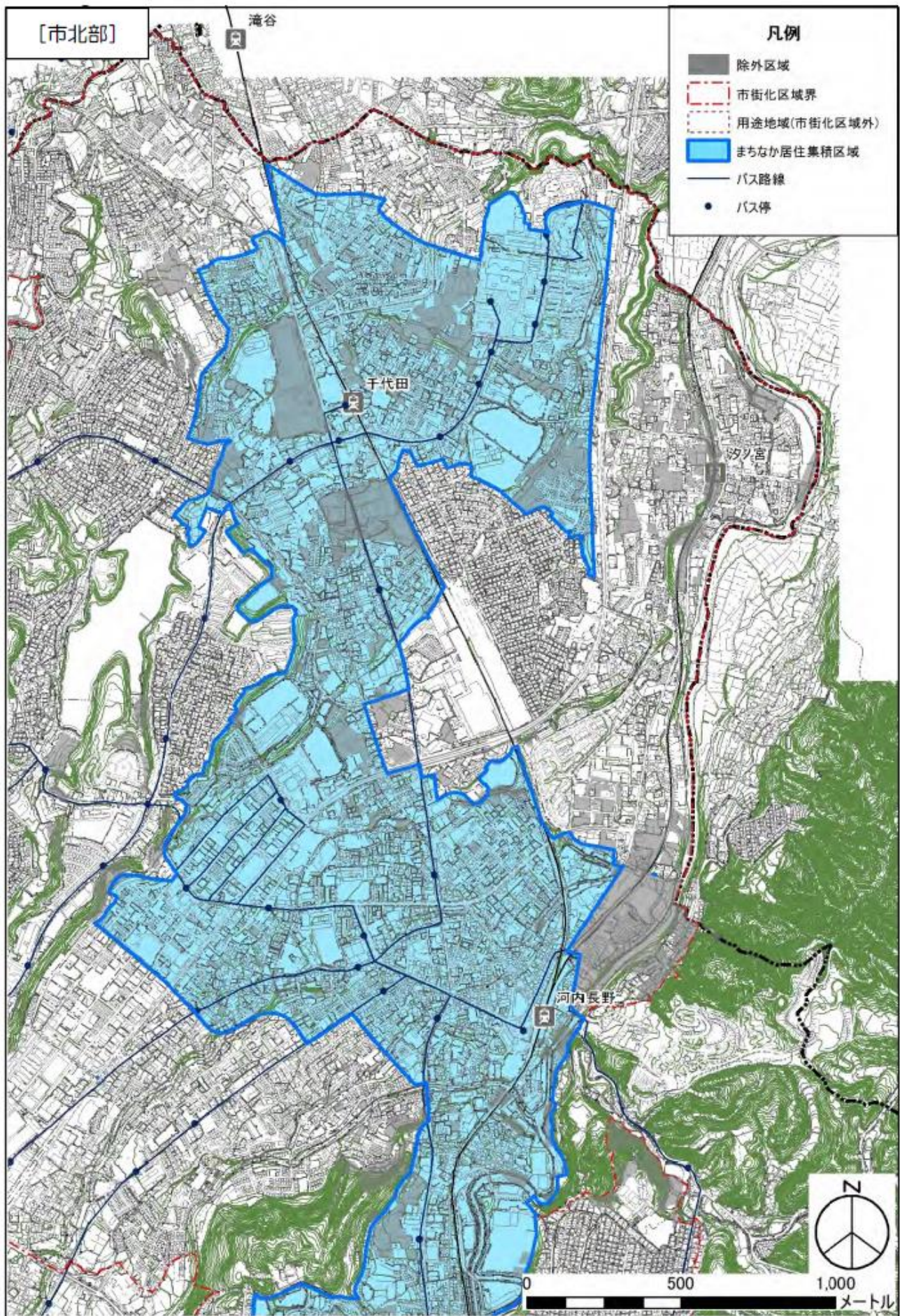
1.2 届出対象となる行為及び届出内容

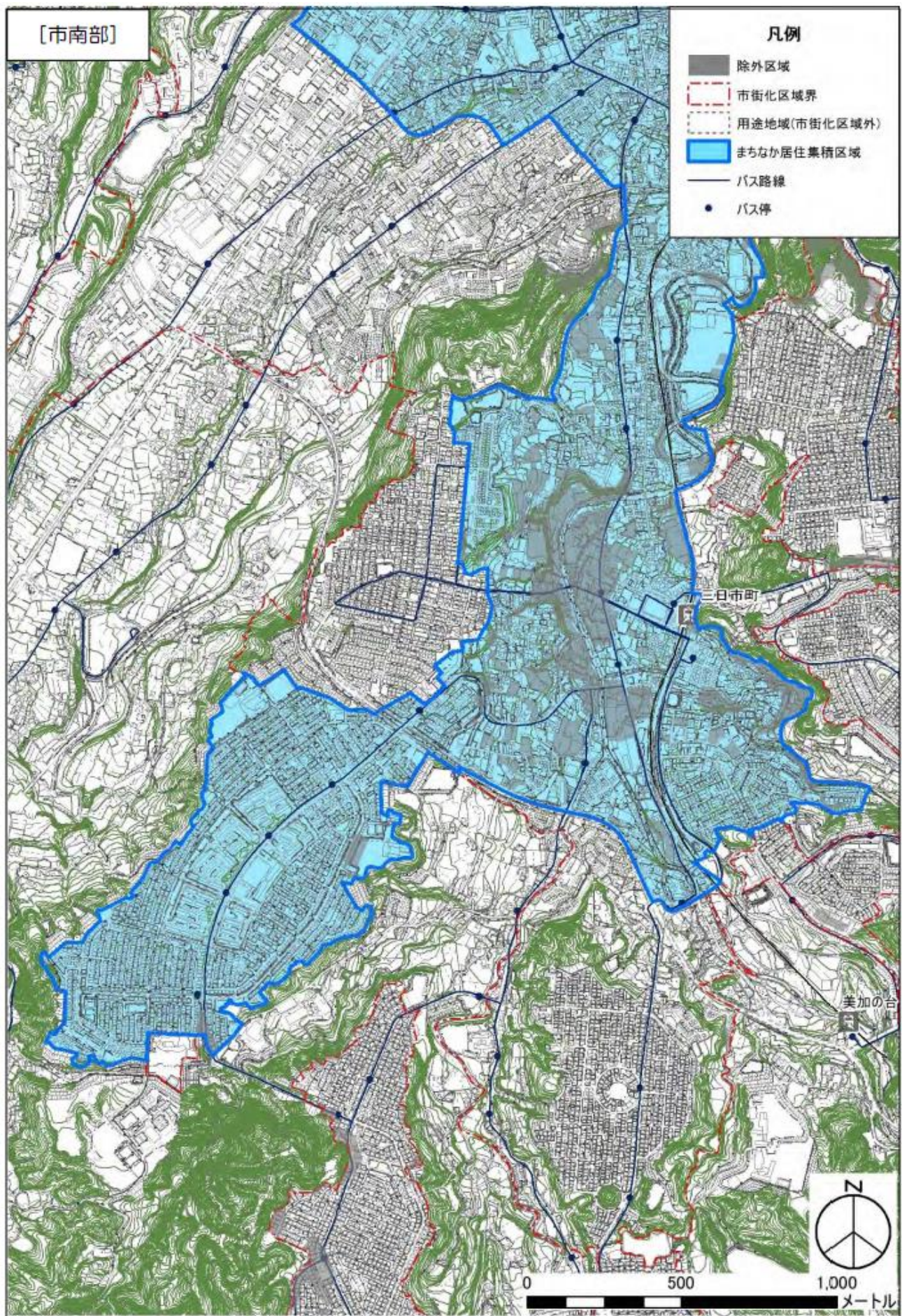
	開発行為	建築等行為
対象区域	まちなか居住集積区域（居住誘導区域）以外の区域	
対象行為	・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
	・3戸以上の住宅建築を目的とする開発行為  届出必要 ・敷地面積1300㎡で1戸の住宅建築を目的とする開発行為  届出必要 ・800㎡で2戸の住宅建築を目的とする開発行為  届出不要	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合  届出必要  届出不要  届出必要 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合  届出必要  届出必要

対象行為	届出図書等	縮尺	備考
開発行為	届出書		様式-1
	委任状		代理の方が届出書を提出する場合
	添付図書		
	位置図	1/1000以上	方位、地形、開発区域（赤線で表記）、区域内及び当該区域の周辺の公共施設
	現況図	1/100以上	方位、地形、開発区域（赤線で表記）、区域内公共施設
建築等行為	土地利用計画図	1/100以上	方位、開発区域（赤線で表記）、計画公共施設、予定建築物の用途・規模・位置、建築敷地
	住宅の戸数が判断できる資料		予定建築物の平面図等
	届出書		様式-2
	委任状		代理の方が届出書を提出する場合
	添付図書		
変更の届出	位置図		方位、地形、建築敷地（赤線で表記）、周辺状況
	配置図	1/100以上	方位、建築敷地（赤線で表記）、予定建築物の用途・規模・位置
	平面図	1/50以上	各階
	立面図	1/50以上	2面以上
変更の届出	届出書		様式-3
	委任状		代理の方が届出書を提出する場合
	添付図書		上記の各行為の添付図書と同様

届出時期	行為（変更の場合は変更に係る行為）に着手する日の30日前まで
提出部数	1部

1.3 まちなか居住集積区域（居住誘導区域）





※居住誘導区域は、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域含む）」、「浸水想定区域」、「生産緑地地区」、「保安林」を除きます。

2 誘導施設に関する届出（都市再生特別措置法第 108 条、第 108 条の 2）

2.1 届出制度の目的

誘導施設の開発・建築等に係る届出は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するための制度です。また、区域内における休廃止に係る届出は、市が各都市機能誘導区域内の機能維持を図る機会を確保するための制度です。

2.2 届出対象となる行為及び届出内容

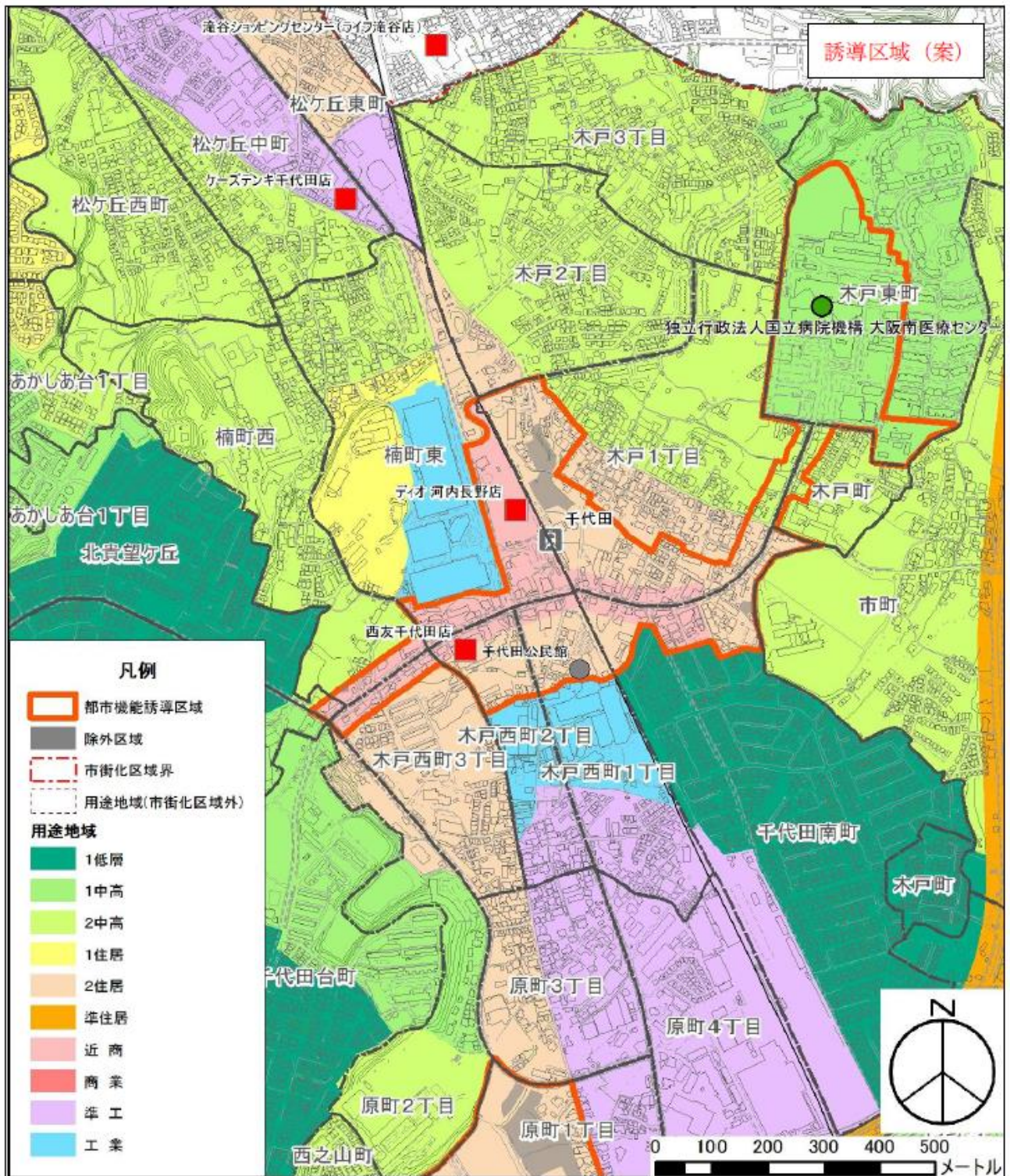
	開発行為	建築行為	休止・廃止
対象誘導施設・区域	5～9 ページ参照		
対象行為	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	・誘導施設を休止又は廃止する場合

対象行為	届出図書等	縮尺	備考
開発行為	届出書		様式-4
	委任状		代理の方が届出書を提出する場合
	添付図書		
	位置図	1/1000 以上	方位、地形、開発区域（赤線で表記）、区域内及び当該区域の周辺の公共施設
	現況図	1/100 以上	方位、地形、開発区域（赤線で表記）、区域内公共施設
	土地利用計画図	1/100 以上	方位、開発区域（赤線で表記）、計画公共施設、予定建築物の用途・規模・位置、建築敷地
建築等行為	誘導施設の用途・規模等が判断できる資料		
	届出書		様式-5
	委任状		代理の方が届出書を提出する場合
	添付図書		
	位置図		方位、地形、建築敷地（赤線で表記）、周辺状況
	配置図	1/100 以上	方位、建築敷地（赤線で表記）、予定建築物の用途・規模・位置
	各階平面図	1/50 以上	各階
届出の変更	立面図	1/50 以上	2 面以上
	誘導施設の用途・規模等が判断できる資料		
	届出書		様式-6
休止・廃止	委任状		代理の方が届出書を提出する場合
	添付図書		上記の各行為の添付図書と同様
届出の変更	届出書		様式-7
	委任状		代理の方が届出書を提出する場合

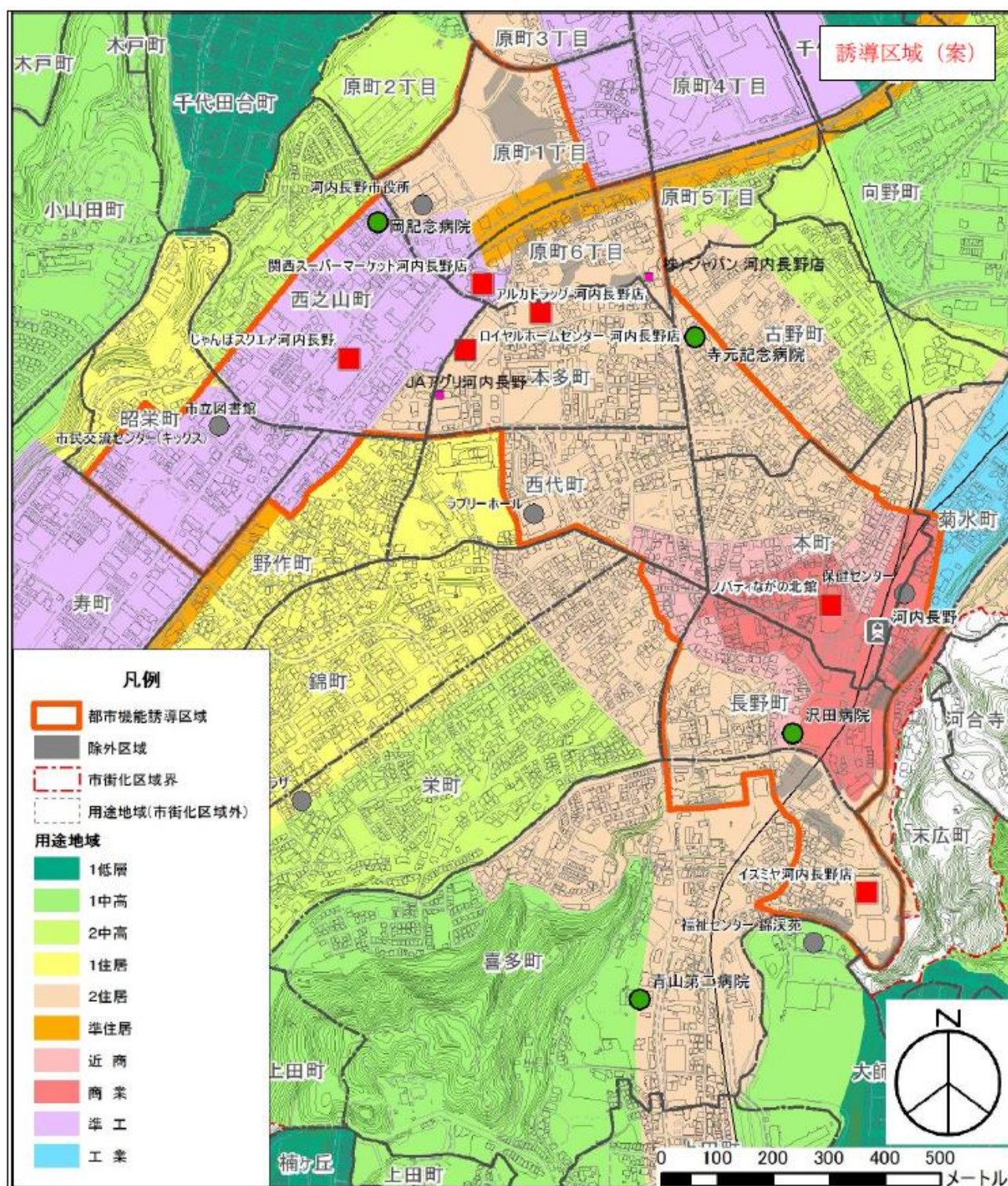
届出時期	行為（変更の場合は変更に係る行為）に着手する日の 30 日前まで
提出部数	1 部

2.3 都市機能誘導区域

①千代田駅周辺都市機能誘導区域



②河内長野駅及び行政拠点周辺都市機能誘導区域



凡例

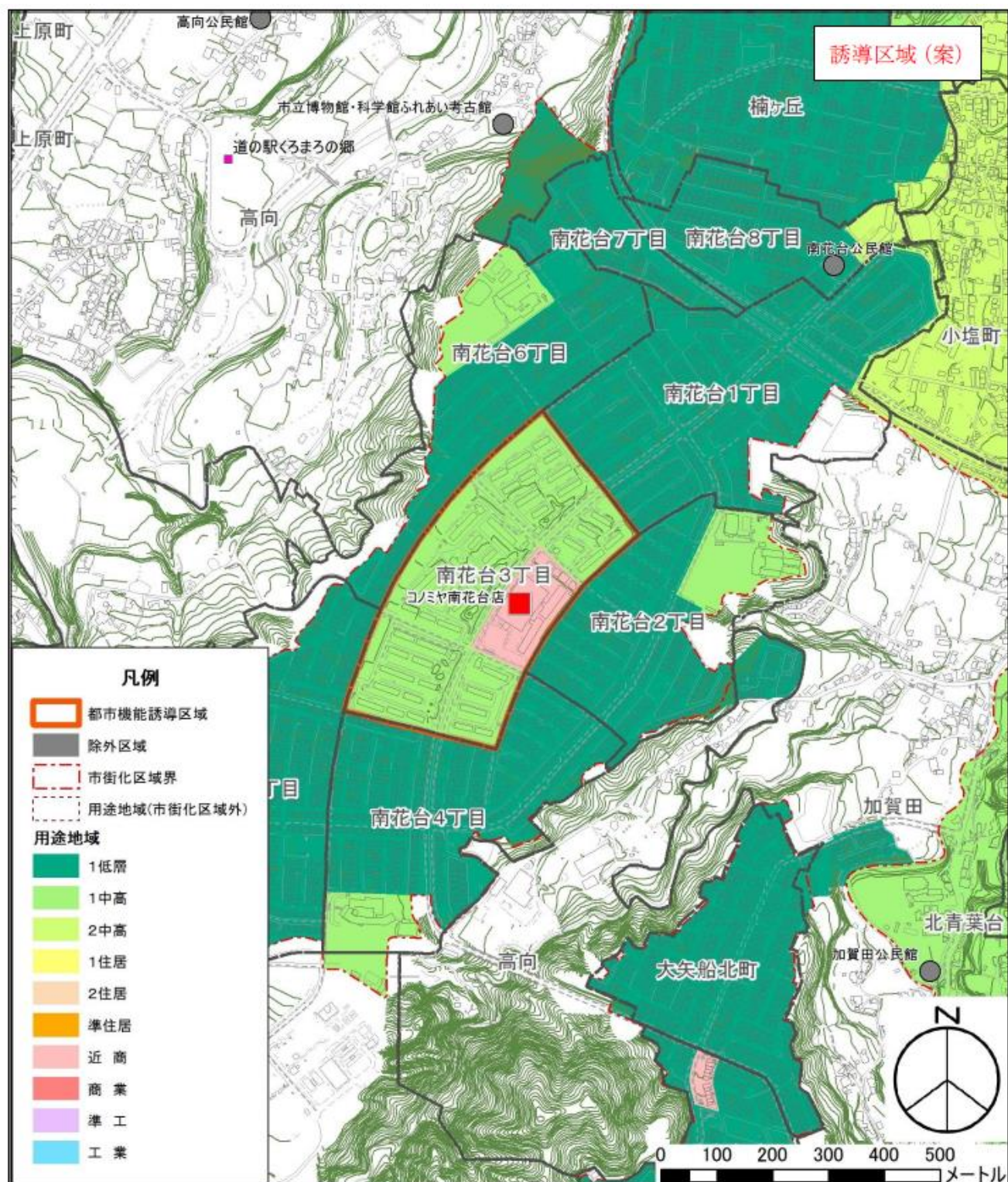
- 都市機能誘導区域 (Urban Function Guidance Area)
- 除外区域 (Excluded Area)
- 市街化区域界 (Urbanized Area Boundary)
- 用途地域(市街化区域外) (Use District (Outside Urbanized Area))

用途地域

- 1低層 (1 Low-rise)
- 1中高 (1 Medium-rise)
- 2中高 (2 Medium-rise)
- 1住居 (1 Residential)
- 2住居 (2 Residential)
- 準住居 (Quasi-residential)
- 近 商 (Near Commercial)
- 商 業 (Commercial)
- 準 工 (Quasi-industrial)
- 工 業 (Industrial)

0 100 200 300 400 500 メートル

④丘の生活拠点周辺都市機能誘導区域



2.4 届出の対象となる誘導施設と都市機能誘導区域

届出が必要となる誘導施設と都市機能誘導区域の関係は下表の通りです。

都市機能誘導区域外で開発・建築等行為を行おうとする場合、または、都市機能誘導区域内であっても、開発・建築等行為を行おうとする施設が当該区域の誘導施設として設定されていない場合は、届出が必要です。また、各都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止・廃止する場合は、届出が必要です。区域ごとに、誘導施設の届出対象行為が異なりますのでご注意ください。

●：開発・建築行為をする際に届出が必要、◇：休止・廃止する際に届が必要

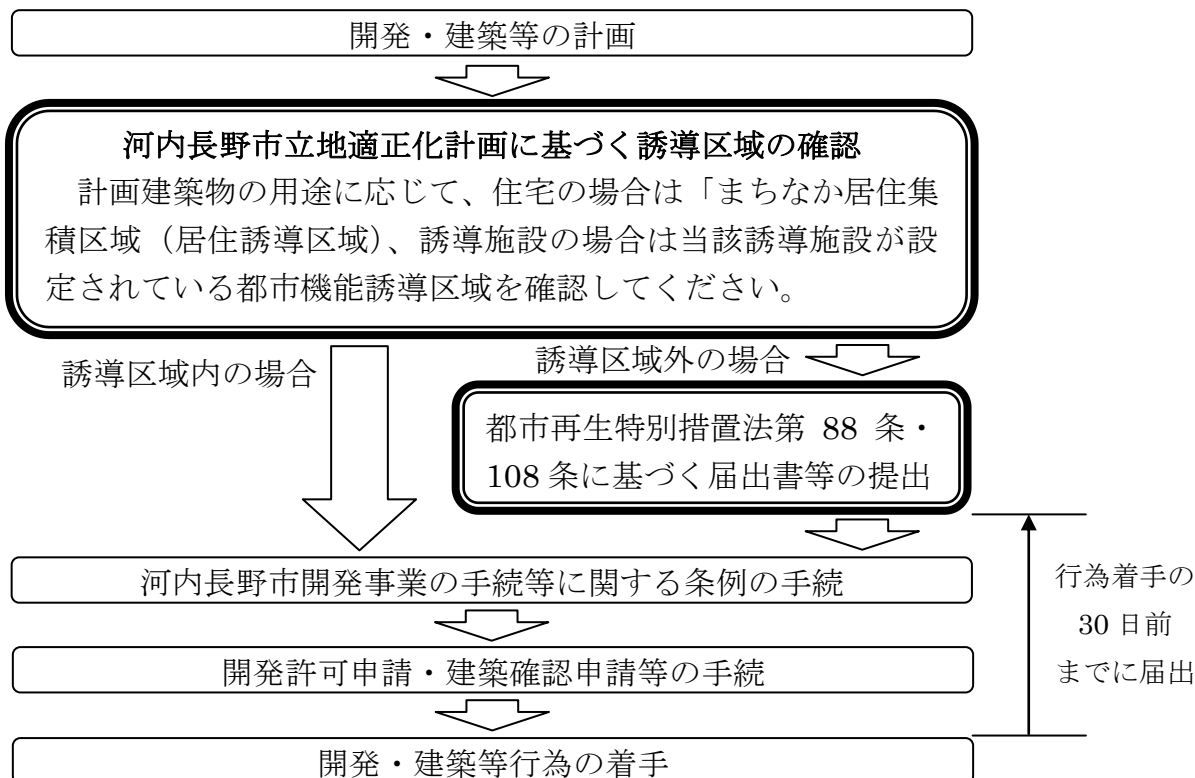
誘導施設			都市機能誘導区域					都市機能誘導区域外
			行政 拠点	河内 長野 駅	千代 田駅	三日 市町 駅	丘の 生活 拠点	
医療	地域医療支援病院	医療法第4条第1項の規定により、地域医療の充実と効率的な医療提供体制を確保するため、かかりつけ医を支援する機能を有する病院で、府知事の承認をえたもの	●	◇	●	●	●	●
	病院	医療法第1条の5に規定する病院（病床数二十以上）の内、内科・外科・形成外科・小児科・リハビリテーション科のいずれかを療科目としているもの	◇	◇	◇	◇	◇	●
	休日急病診療所	医療機関の通常の診療時間以外において診療を行うため、市が医療法第1条の2第2項に基づいて設置する診療所	●	◇	●	●	●	●
福祉	社会福祉施設（総合相談等）	社会福祉法第109条に規定する社会福祉協議会が行う事業の用に供する施設	◇	●	●	●	●	●
	子育て支援センター	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設	◇	◇	◇	●	●	●
	子育て世代包括支援センター	母子保健法第22条に規定する施設	◇	◇	◇	●	●	●
教育・文化	専修学校・各種学校	学校教育法第124条、第134条に規定する学校	◇	◇	●	●	●	●
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	◇	●	●	●	●	●
	文化会館	市民文化の向上を目的とする施設であり、広く一般市民に利用される会議室、ホール等を備えるもの	◇	●	●	●	●	●
商業	商業施設（食品スーパー）	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、主に生鮮食料品を取扱うもの	◇	◇	◇	◇	◇	●
	商業施設（総合スーパー・百貨店）	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、衣料品、日用雑貨、食料品等を取扱うもの	◇	◇	●	●	●	●
	金融機関	銀行法第2条に規定する銀行、両機信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫のうち、店舗窓口を有する形態の店舗（郵便局・J Aバンク除く）	◇	◇	●	●	●	●
その他	市民交流センター	市民の交流、文化・学習活動を推進することにより、生涯学習の振興を図り、市民の生活文化の向上および国際化に資するため市が設置する施設	◇	●	●	●	●	●
	交流施設	市民の交流の促進等を目的とする施設であり、広く一般市民に利用される会議室、ホール等を備えるもの	◇	◇	◇	◇	◇	●
	健康増進施設	室内プール及びトレーニングジム、スタジオ等の室内運動施設を有する会員制の施設	●	●	◇	●	●	●
	観光案内所	来訪者に対し市内の観光に関する相談、情報の提供を行うための施設	◇	●	●	●	●	●
	まちなか広場	誘導施設等の利用者の利便性を高め、オープンカフェや広場など、にぎわいやゆとりの創出に寄与する空間	◇	●	●	◇	●	●

3 届出手続

3.1 届出の流れ

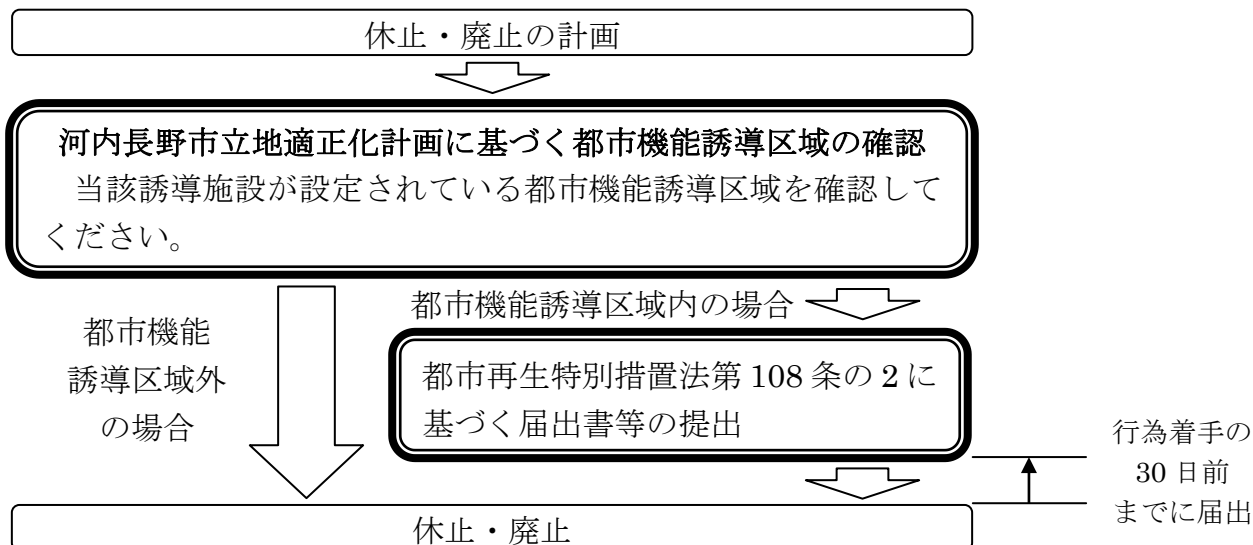
河内長野市開発事業の手続等に関する条例に基づく手続の前に、河内長野市立地適正化計画に示す各誘導区域の確認を行い、必要に応じて届出手続を行ってください。

(1) 開発・建築等行為の場合



※届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する 30 日前までに届け出が必要です。

(2) 誘導施設の休止・廃止の場合



3.2 届出先・問合せ

河内長野市 都市づくり部 都市計画課 計画指導係（市役所 5 階）

3.3 届出書様式の記入例

様式-1 記入例

(様式-1)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

行為に着手する 30 日前までの日を記入してください。

2019年 3月29日

(宛先) 河内長野市長

届出者 住所 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 河内 太郎

開発区域の所在地(地番)を記入してください。

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称(土地の所在、地番)	河内長野市〇町〇丁目〇番〇号
	2 開発区域の面積	〇〇平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	2019年 3月 29日
	5 工事の完了予定年月日	2019年 4月 29日
	6 その他必要な事項	住宅戸数: 3 戸

建築基準法に基づく用途を記入してください。

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 ☒ 住宅等の新築 ☐ 建築物を改築して住宅等とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 2019年 3月 29日 (宛先) 河内長野市 行為に着手する 30 日前までの日を記入してください。 届出者 住所 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 河内 太郎 印		いずれかを選択してください。 について、下記により届け出ます。 ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号 地目：宅地 面積：〇〇 平方メートル	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	戸 数： 10 戸 工事の着手予定年月日：2019年 3 月 29 日 工事の完了予定年月日：2019年 4 月 29 日	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(様式-3)

様式-3 記入例

行為の変更届出書

(宛先) 河内長野市長

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

2019年8月1日

届出者 住所 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 河内 太郎

印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 2019年 3 月 29 日

2 変更の内容

・住宅等の用途、戸数の変更

【変更前】一戸建ての住宅10戸 【変更後】共同住宅8戸

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 2019年 9 月 1 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 2019年 12 月 1 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式-4)

様式-4 記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

行為に着手する 30 日前までの日を記入してください。

2019 年 3 月 29 日

(宛先) 河内長野市長

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印(認印可)を押印してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者

住所 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号

開発区域の所在地(地番)を記入してください。

氏名 〇〇都市開発 株式会社
代表取締役 河内 太郎

代表者印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	河内長野市〇町〇丁目〇番〇号
	2 開発区域の面積	8 ページを参照のうえ、誘導施設であることがわかるよう記入してください。 〇〇平方メートル
	3 建築物の用途	病院 (医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院)
	4 工事の着手予定年月日	2019 年 3 月 29 日
	5 工事の完了予定年月日	2019 年 4 月 29 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(様式-5)

様式-5 記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 2019年 3月 29日 (宛先) 河内長野市長 行為に着手する30日前までの日を記入してください。 届出者 住所 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇都市開発 株式会社 代表取締役 河内 太郎 代表者印 いずれかを選択してください。 ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号 地目：宅地 面積： 〇〇 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	食品スーパー（店舗面積1,100平方メートル）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 2019年 3月 29日 工事の完了予定年月日： 2019年 4月 29日

8ページを参照のうえ、誘導施設であることがわかるように記入してください。

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(様式-6)

様式-6 記入例

行為の変更届出書		
(宛先) 河内長野市長	・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。	2019年 8月 1日
	届出者 住所 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号	
氏 名	〇〇都市開発 株式会社	代表者 印
	代表取締役 河内 太郎	

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 2019年 3月 29日
- 2 変更の内容
・食品スーパー 店舗面積の変更
【変更前】1,100平方メートル
【変更後】1,200平方メートル

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 2019年 9月 1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 2019年 12月 1日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式-7)

様式-7 記入例

誘導施設の休廃止届出書

休止・廃止に係る行為に着手する30
日前までの日を記入してください。

2019年 3月 29日

(宛先) 河内長野市長

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を
記入し、個人印（認印可）を押印して
ください。

届出者 住 所 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号

・届出者が法人の場合は、法人の所在
地・名称・代表者氏名を記入し、代表
者印を押印してください。

氏 名 〇〇都市開発 株式会社
代表取締役 河内 太郎

代表者
印

都市再生特別措置法第108 条の2 第1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）につい
て、下記により届け出ます。

記

いずれかを選択し
てください。

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 : 〇〇病院

用途 : 病院（医療法第1 条の5 に規定する病院）

所在地 : 河内長野市〇町〇丁目〇番〇号

8 ページを参照のうえ、誘導施
設であることが分かるように記
入してください。

2 休止（廃止）しようとする年月日

2019年 3月 29日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

2019年12月 1日まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される
当該建築物の用途

事務所

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物
の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、
押印を省略することができる。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その
他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期
その他の事項について記入すること。

3.4 届出に関するQ&A

(1)	届出対象区域について
Q 1	各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。
A 1	都市計画課窓口で確認できます。また、河内長野市のホームページの「トップページ→各課のページ→都市計画課→河内長野市立地適正化計画に係る届出制度について」に掲載しています。詳細は都市計画課までお問い合わせください。
Q 2	各誘導区域から除く区域「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域含む）」、「浸水想定区域」、「生産緑地地区」、「保安林」の詳しい範囲を確認したいのですが、どこに問い合わせをすればいいですか。
A 2	「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「浸水想定区域」：大阪府富田林土木事務所管理課（代0721-25-1131）にお問い合わせください。 「災害危険区域」：大阪府建築指導室建築企画課調整グループ（06-6210-9718）にお問い合わせください。 「保安林」：大阪府南河内農と緑の総合事務局緑環境課（代0721-25-1131）にお問い合わせください。 「生産緑地地区」：都市計画課 ※河内長野市ホームページで確認できます。「トップページ→各課のページ→都市計画課→生産緑地地区について」
Q 3	届出対象となる行為の敷地が誘導区域の内外にまたがる場合、届出は必要となりますか。
A 3	届出対象となる行為の敷地の一部が誘導区域外にある場合は、届出が必要です。

(2)	届出が必要な行為について（共通）
Q 1	届出対象となる「開発行為」とはどのような行為ですか。
A 1	都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」をいい、規模については次の通りです。 ・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為の場合：規模にかかわらず全て対象 ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為の場合：規模が1,000㎡以上のもの ・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為の場合：規模にかかわらず全て対象
Q 2	開発行為の届出をすれば建築行為の届出は不要ですか。
A 2	開発行為、建築行為それぞれについて、行為着手の30日前までに届出が必要となります。
Q 3	仮設建築物は届出対象となりますか。
A 3	仮設建築物は届出対象になりません。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の用途となる場合も対象になりません。また、仮設のための開発行為も同様です。

(3)	届出対象となる行為について（住宅）
Q 1	届出対象となる「住宅」とはどういったものですか。
A 1	「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅で、建築基準法における「住宅」に該当すると判断されるものをいいます。
Q 2	サービス付高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当しますか。
A 2	実態に応じて、建築基準法上、共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取扱います。
Q 3	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象になりますか。
A 3	建築主及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には、建築等行為の届出対象となります。

(4)	届出対象となる行為について（誘導施設）
Q 1	誘導施設の開発・建築等行為を計画していますが、届出の対象となるか、どのように判断すればよいでしょうか。
A 1	誘導施設が設定されている都市機能誘導区域以外の場所で開発・建築等を行う場合は届出が必要となるため、各都市機能誘導区域に設定された誘導施設をご確認いただく必要があります。本手引きでは、届出の要否をご確認いただきやすいよう、届出が必要となる誘導施設と都市機能誘導区域の関係を9ページに示していますのでご活用ください。 （確認方法） 本手引き5ページから8ページに示す都市機能誘導区域の図より、計画敷地がどの区域に位置するかをご確認いただいたうえで、本手引き9ページに示す誘導施設と都市機能誘導区域の関係の表をご参照ください。行為対象施設の行と計画敷地が位置する区域の列が交わるところが●になっている場合は、開発・建築等行為の事前届出が必要です。
Q2	施設の一部に誘導施設を含む複合施設は届出対象になりますか。
A2	誘導施設を有する建築物は届出対象となります。
Q3	誘導施設の設定のない施設については届出の必要はありませんか。
A3	必要はありません。（住宅については、居住誘導区域以外の場所で一定規模以上の開発・建築等行為を行う場合に届出が必要です。）

(5)	その他
Q 1	届出はいつから着手する行為に必要ですか。
A 1	平成31年3月29日以降に着手する行為が届出の対象となります。
Q2	届出を行う義務があるのは誰ですか。
A2	届出対象となる行為を行おうとする方です。
Q3	代理者が届出の手続を行うことは可能ですか。
A3	行為を行おうとする方から委任を受けた代理の方が手続を行うことは可能です。その場合、委任状の添付が必要です。
Q4	届出に関する罰則はありますか。
A4	届出をしないで又は虚偽の届出をして届出対象となる開発・建築等行為（変更を含む）を行った場合、都市再生特別措置法第130条において、30万円以下の罰金に処するものと規定されています。

河内長野市立地適正化計画に係る届出の手引き

2019年4月

河内長野市 都市づくり部 都市計画課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 5階

TEL : 0721-53-1111

FAX : 0721-55-1435

E-mail : toshikeikaku@city.kawachinagano.lg.jp